

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等 (相続税・贈与税関係))

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

「更正の請求書 (付表)」など、電子データ (XML 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(申請・届出等\) 相続税・贈与税関係](#)」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
相続税の更正の請求 (国税通則法第 23 条) (相続税法第 32 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など
贈与税の更正の請求 (国税通則法第 23 条) (相続税法第 32 条)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類 など